平成２７年（フ）第４１号
千葉県東金市下谷100番地
破産者　村杉　弘行
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
神奈川県藤沢市藤沢1018番地
破産者　株式会社神奈川住研
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３２号
横浜市神奈川区菅田町1715番地
破産者　有限会社味浪漫
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２号
千葉県流山市野々下３丁目747番地10、主たる事務所富山県射水市片口高場115番地１
破産者　田中興産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３１０号
京都市東山区新橋通大和大路東入２丁目清本町380番地３
破産者　株式会社泉門天
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第２１７９５号
東京都新宿区新宿２丁目15番22号
破産者　株式会社エル・アンド・ジー
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８号
東京都調布市布田１丁目９番地４エポリアム調布２－Ｂ
破産者　古田　和之
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４００号
愛知県東海市横須賀町二ノ割84番地
破産者　白龍株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４号
名古屋市東区葵３丁目14番20号エルシドビル２階
破産者　有限会社利起
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９９号
名古屋市東区矢田３丁目２番55号
破産者　株式会社リベコ
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７３号
最後の住所　愛知県瀬戸市宝ケ丘町216番地
破産者　亡三宅邦男相続財産
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１７７号
愛知県春日井市八田町７丁目３番地の14
破産者　有限会社ミヤケオフィス
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２号
三重県伊賀市平野六反田233番地の10
破産者　岡本　弘樹
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７９７０号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
破産者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１８号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目５番１号
破産者　株式会社相馬屋
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目34－３
破産者　有限会社タンポポ企画
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４９号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目25番11号
破産者　西　　浩
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県朝来市羽渕784番地
破産者　椿野　建機
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１９０９号
札幌市白石区北郷３条７丁目６番24号　第一橋本マンション102号
破産者　宮川　宗明
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部